

秋田県大気汚染緊急時措置実施要領

第 1 趣旨

この要領は、秋田県大気汚染緊急時措置要綱（以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定める。

第 2 発令

要綱第 4 条に定める注意報の発令等は、要綱第 3 条に定める対象地域毎に、気象条件や近傍の測定局の状況を総合的に判断して実施する。

第 3 注意報の発令等時の措置

- (1) 要綱第 6 条に定める通報は、様式第 1 号～様式第 4 号により行う。
- (2) 通報はメールにより行い、庁内関係各課に対しては併せて電話連絡する。
- (3) 要綱第 7 条に定める措置は、様式第 5 号～様式第 7 号により講じる。
- (4) 庁内関係各課等は、被害の発生又はその拡大を防止するため、それぞれ別表 1 の措置を講じる。

第 4 協定工場

- (1) 要綱第 7 条に定める協定工場は、別表 2 のとおりとする。
- (2) 協定工場は、命令又は要請に基づき講じたばい煙量減少の措置の内容を環境管理課に書面で報告する。

第 5 被害届出の受理及び報告等

要綱第 8 条に基づく調査は、次により行う。

- (1) 環境管理課は、庁内関係各課等に対し、把握した被害を様式第 8 号により別表 3 の届出先に提出するよう依頼する。
- (2) 福祉環境部は、届出のあった被害を取りまとめ、様式第 9 号により環境管理課に報告する。
- (3) 環境管理課は、(1) 及び (2) を取りまとめ、国が定めた様式により環境省に報告する。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

改正履歴

令和 3 年 4 月 1 日 策 定

別表 1

庁内関係各課等	措置内容
環境管理課	1 関係機関への発令及び解除の通報（秋大附属関連校、秋田高専、協定工場への通報を含む。） 2 一般への周知（報道機関への情報提供） 3 関係機関及び近隣県との連絡調整 4 環境省への報告 5 ばい煙排出者等への協力要請、排出量削減命令 6 公安委員会への交通規制の要請 7 健康被害発生状況の取りまとめ 8 秋田地方気象台との連絡調整（緊急時の措置の通報を含む。） 9 報道機関への情報提供及び美の国あきたネットによる周知
福祉環境部（保健所）	1 住民等からの問合せ対応（健康相談を含む。） 2 管内の被害状況把握及び環境管理課への報告
健康環境センター	1 測定データの監視 2 測定結果の解析 3 高濃度時における環境管理課への連絡 4 秋田地方気象台への大気汚染測定値の通報
秋田市環境保全課	1 秋田市内における大気環境常時測定データの監視 2 住民への周知（庁舎内放送、広報車、防災無線等） 3 秋田市内の関係施設への通報
広報広聴課	1 報道機関への資料提供等
教育庁総務課	1 教育庁関係各課を通じた各学校等への通報 2 被害状況把握及び環境管理課への報告
障害福祉課	1 障害者福祉施設への通報 2 障害者福祉施設からの問合せ対応 3 被害状況把握及び環境管理課への報告
医務薬事課	1 県医師会への通報
長寿社会課	1 高齢者福祉施設への通報 2 高齢者福祉施設からの問合せ対応 3 被害状況把握及び環境管理課への報告
地域・家庭福祉課	1 児童相談所、児童養護施設との連絡調整 2 児童相談所、児童養護施設からの問い合わせ対応 3 被害状況把握及び環境管理課への報告
市町村環境担当課 （秋田市を除く。）	1 住民への周知（庁舎内放送、広報車、防災無線等） 2 市町村施設への通報 3 住民からの問合せ対応 4 被害状況把握及び福祉環境部への報告
秋田地方気象台	1 協定に基づく大気汚染気象通報（環境管理課あて） 2 県への技術的協力（気象情報の提供等）

別表 2

協定工場名
東北電力(株)秋田火力発電所
秋田製錬(株)飯島製錬所
日本製紙(株)秋田工場
東北電力(株)能代火力発電所

別表 3

庁内関係各課等	届出先
市町村環境担当課	福祉環境部
総合防災課	環境管理課
あきた未来戦略課高等教育支援室	環境管理課
教育庁総務課	環境管理課
障害福祉課	環境管理課
医務薬事課	環境管理課
長寿社会課	環境管理課
地域・家庭福祉課	環境管理課
秋田市環境部環境保全課	環境管理課
その他	福祉環境部又は環境管理課

様式第 1 号 注意報又は警報の発令

秋田県〔大気汚染物質名※1〕（
注意報
警 報
） 発令

年 月 日

〇〇地域に〇〇時〇〇分〔大気汚染物質名※1〕（
注意報
警 報
）を発令しました。

これは、〇〇測定局において〔大気汚染物質名※1〕が〇〇ppm (mg/m³) 観測されたことによるものです。

については、次に御留意くださるようお願いします。

(1) 一般県民の皆さまへ

ア 目がちかちかしたり、のどが痛くなったら、洗眼やうがいをしてください。

イ 特に小児や高齢者は、屋外での運動や作業を差し控えてください。

ウ 症状がひどい場合は、医師の手当を受け、最寄りの地域振興局福祉環境部、又は市町村の環境部局への御連絡をお願いします。

エ 自動車の使用をなるべく控え、使用する場合はエコドライブを心掛けてください。〔硫黄酸化物に係る発令を除く。〕・・・※2

(2) 事業者の皆さまへ

ア ばい煙排出施設を設置している事業者の方は、燃焼の自粛などにより、できるだけばい煙の排出量を削減してください。・・・※2

イ 自動車の使用者は、発令地域を通過しないよう御協力をお願いします。〔硫黄酸化物に係る発令を除く。〕・・・※2

(3) 大気汚染物質の測定データのウェブ公開について

次のウェブサイトで、リアルタイム（1時間更新）で公開しています。

【県健康環境センターのウェブサイトのURLを転記】

【環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」のURLを転記】

※1 〔大気汚染物質名〕には、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダントのうち該当する項目を記載する。

※2 自然災害や越境大気汚染の影響による場合など、県民又は事業者の協力による大気汚染物質の削減効果が著しく低いと判断される場合は、(1)エ、(2)ア又はイの記述を削除するものとする。

秋田県生活環境部環境管理課
TEL:018-860-1603 / FAX:018-860-3881

様式第2号 PM2.5に関する注意喚起

微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起について

年 月 日

本日の〇〇地域（市町村名を記入）のPM2.5濃度は、注意喚起のための暫定的な指針値（1日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すると予測されます。

については、次に御留意くださるようお願いします。

（1）一般県民の皆さまへ

ア 屋外での長時間の激しい運動や、不用不急の外出をできるだけ減らしましょう。

イ 屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう。

ウ 呼吸器系や循環器系に疾患のある方、小児、高齢の方は体調に応じて、より慎重に行動しましょう。

（2）PM2.5測定データのウェブ公開について

次のウェブサイトで、リアルタイム（1時間更新）で公開しています。

【[県健康環境センターのウェブサイトのURLを転記](#)】

【[環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」のURLを転記](#)】

秋田県生活環境部環境管理課
TEL:018-860-1603 / FAX:018-860-3881

様式第3号 発令の解除

秋田県〔大気汚染物質名※〕

注意報
警報

 発令の解除

年 月 日

さきに〇〇地域に発令した〔大気汚染物質名※〕

注意報
警報

 は、汚染状態が回復しましたので、〇〇時〇〇分に解除しました。

※ 〔大気汚染物質名〕には、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダントのうち該当する項目を記載する。

秋田県生活環境部環境管理課 TEL:018-860-1603 / FAX:018-860-3881
--

様式第4号 注意喚起の解除

微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する注意喚起の解除について

年 月 日

さきに〇〇地域に発令したPM_{2.5}に関する注意喚起は、汚染状態が回復しましたので、〇〇時〇〇分に解除しました。

秋田県生活環境部環境管理課
TEL:018-860-1603 / FAX:018-860-3881

様式第5号 ばい煙排出者等への要請

秋田県〔大気汚染物質名※1〕

注意報 警 報

 発令に関する協力要請

年 月 日

〇〇地域に〇〇時〇〇分〔大気汚染物質名※1〕

注意報 警 報

 を発令しまし

た。

これは、〇〇測定局において〔大気汚染物質名※1〕が〇〇ppm (mg/m³) 観測されたことによるものです。

については、次のとおり協力を要請します。

(1) 協定工場の皆さまへ

ア 燃料使用量を通常使用量の20%程度削減するよう協力してください。

また、硫黄酸化物排出量を50%程度削減するよう協力してください。

・・・※2

※1 〔大気汚染物質名〕には、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素のうち該当する項目を記載する。

※2 硫黄酸化物排出量に関する削減要請は、硫黄酸化物の濃度が0.5ppm以上である状態が2時間継続した場合で、気象条件からみて汚染状態が継続すると認められる状態になったとき以外は削除する。

秋田県生活環境部環境管理課
TEL:018-860-1603 / FAX:018-860-3881

様式第6号 ばい煙排出者等への命令

指令（文書番号）

年 月 日

個人：住所及び氏名
法人又は法人格のない団体：所在地、名称及び代表者又は責任者

秋 田 県 知 事

〇〇地域の〔大気汚染物質名※〕濃度の1時間値が〇〇ppm (mg/m³) となり、大気汚染防止法第23条の規定により、〔大気汚染物質名※〕警報を発令したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおりばい煙発生施設の燃料使用量等の減少を命ずる。

(1) ばい煙発生施設の所在地

(2) ばい煙発生施設の名称

(3) 燃料使用量等の削減

(4) 燃料使用量等の削減する期間

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

※ 〔大気汚染物質名〕には、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダントのうち該当する項目を記載する。

様式第 7 号 県公安委員会への要請

(文書番号)
年 月 日

秋田県公安委員会 様

秋田県知事

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、大気汚染防止法第 23 条の規定により、〇〇地域に〔大気汚染物質名※〕警報を発令したので、下記理由により同条第 2 項の規定に基づき、道路交通法第 110 条の 2 による交通の規制を要請します。

- (1) 発令地区及び周辺の汚染状態
- (2) 自動車排ガスに起因していると認められる理由
- (3) 汚染の状態が継続すると認められる理由

※ 〔大気汚染物質名〕には、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダントのうち該当する項目を記載する。

様式第 8 号

大気汚染被害届

年 月 日

届出者の住所	〒
届出者の氏名	連絡先 (- -)

被害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分					
被害発生場所	所在地： 施設名： 連絡先 (TEL)					
被害者	個人	氏名： 【男・女】	年齢	歳	職業	
	集団	名称：	人数	男 人 女 人 計 人	年齢範囲 歳～ 歳	
被害発生時の状況						
症 状 (該当する症状 に○を記入し、 男女別の発症者 数を記入)		目がチカチカ	男 人 / 女 人		目の痛み等	男 人 / 女 人
		涙が出た	男 人 / 女 人		のどの痛み等	男 人 / 女 人
		せき症状	男 人 / 女 人		息苦しい	男 人 / 女 人
		頭痛	男 人 / 女 人		吐き気	男 人 / 女 人
		めまい	男 人 / 女 人		その他	男 人 / 女 人
処 置	1 医療機関受診 受診者数 : 人 処置の概要： 連絡先 (TEL) 処置の概要：					
	2 未受診 処置の概要： 1 洗眼 2 うがい 3 安静 4 その他 ()					
事後経過 (時現在)	1 快復 (発症から 時間後) 2 未快復 3 入院					
	集団の場合：快復 人、未快復 人、入院中 人					

※ 市町村（秋田市を除く。）は地域を管轄する福祉環境部あて、庁内関係各課、秋田市、その他の機関は環境管理課あてに FAX 又はメールで届出してください。

様式第 9 号

大気汚染被害届出状況

作 成 日： 年 月 日

作成機関：

No	発生月 日	発生時間	発生場所	被害者の 分類	被害者		被害発生時の状況	備考
					人数	受診者数 (入院者数)		
	月 日	時 分～ 時 分			人	人 (人)		
	月 日	時 分～ 時 分			人	人 (人)		
	月 日	時 分～ 時 分			人	人 (人)		
	月 日	時 分～ 時 分			人	人 (人)		
	月 日	時 分～ 時 分			人	人 (人)		
	月 日	時 分～ 時 分			人	人 (人)		
	月 日	時 分～ 時 分			人	人 (人)		

※ 1 様式第 8 号の写しを添付してください。

※ 2 発生場所は市町村名のほか、地区名（字）まで記入してください。

※ 3 被害者の分類は、小学生、福祉施設入所者、職業（農業者、工事作業者等）等を記載してください。